

鎌倉女子大学短期大学部

令和3年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

鎌倉女子大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学部の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえ、学則において具体的に明文化されているとともに簡潔に文章化されている。短期大学部の個性・特色は使命・目的及び教育目的に反映されている。教学マネジメントの確立に向けた取組みを通じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行うことで、社会情勢の変化に対応している。使命・目的及び教育目的は理解と支持を得ており、ホームページのほか、あらゆる機会・媒体を通じて学内外に周知している。

短期大学部の使命・目的及び教育目的を達成するため、「中期計画（2018～2022年度）」（以下「中期計画」という。）を策定し、また、使命・目的と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、中期計画の冒頭に示され、その計画に反映されて、目的を達成するための教育研究組織の構成との整合性が図られている。

〈優れた点〉

- 必修科目「建学の精神」「建学の精神実践講座」が、現代の女性の生き方について主体的に考え、教養を高めることが可能な内容となっている点は、評価できる。
- 学びの文化として、授業の開始時・終了時、登校時・下校時に全教職員及び学生が「一礼の姿勢」をとる慣わしになっていることは、評価できる。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、学科・専攻科の教育目的を踏まえて策定し、さまざまな機会を通じて周知を図っている。アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を行い、入学定員及び収容定員については、適切な学生数を確保している。学修支援については、クラスアドバイザーを中心に教職協働による学修支援体制が整っている。キャリア教育については「キャリア教育ポリシー」を定め、教育課程内外を通じてキャリア支援を行う体制を整備している。学生の意見・要望に関しては、毎年実施する「学修環境・行動調査」のほか、学生からの意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活支援の改善につなげている。設置基準を上回る校地・校舎が整備されており、全ての建物が現行の耐震基準を満たしている。また、バリアフリーに配慮した施設・設備となっている。授業を行う学生数は、適切に設定し運営されている。

〈優れた点〉

- 「Career Guidebook」に「障害のある学生の就職活動」という項目を設け、就職活動の進め方に関する情報を広く公開するとともに、教職員が連携して障がい種別・状況に応じた個別支援を実施している点は評価できる。
- 「英語①」「英語②」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」において、教育効果を上げるために少人数で授業を実施していることは評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、学科・専攻科の教育目的を踏まえて策定され、学内外で周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、それぞれの手順を定めて厳正に適用されている。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて策定され、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成されている。三つのポリシーに基づく独自のアセスメントプランを制定し、学修成果の体系的な点検・評価を行い、教育内容・方法の改善に活用している。

〈優れた点〉

- 「非常勤講師懇談会」を実施し、教育方法を共有するだけでなく、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについても直接説明する機会を設けることで、教育の質を保つ工夫を行っている点は評価できる。
- アセスメントプランの評価指標として活用するため、「学修環境・行動調査」を毎年実施し、詳細な分析結果を学科にフィードバックして教育の改善に具体的につなげている点は評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長をはじめ、意思決定における組織上の位置付け及び役割が明確であり、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整えられている。全学的な教学マネジメントの体制を構築した上で、短期大学部の使命・目的に沿って、意思決定及び教学マネジメントが適切に行われている。

教員の確保と配置及び教員の採用・昇任に関しては、諸規則に則して適切に配置、運用されている。FD(Faculty Development)活動は、組織的な実施と見直しが行われており、多角的に教員の資質・能力の向上が図られている。SD(Staff Development)については、教職協働で多様な研修によるSD活動の実施と見直しが行われており、職員の資質・能力の向上に寄与している。

教員には快適な研究環境が整備され、有効に活用されている。研究活動への資源配分は、適切に行われており、また、研究倫理に関する諸規則が整備され、外部資金獲得のための努力が行われている。

〈優れた点〉

- 調査・企画部門として学事調査研究センター教育調査企画室が置かれ、IR業務等により

教学マネジメントにおける学長の時宜に応じた適切な判断の補佐がされていることは評価できる。

- FD の取組みとして、専任教員を 2、3 人ずつのグループに分け、授業参観及び意見交換などの「ピアレビュー」を行い、授業方法の相互改善へとつなげていることは評価できる。
- 「階層別研修」「高等教育研修」「ビジネススキル研修」「コンプライアンス・危機管理研修」「業務別研修」「全学業務研修」「プロジェクト研修」「出向研修」など、さまざまな区分においてそれぞれ豊富な研修プログラムを実施しており、手厚い研修制度が整備されていることは評価できる。
- 研究費の適正な執行のために整備・公表されている「研究費執行マニュアル」が、予算管理や申請手続、購入物品の管理・保管・廃棄、検収方法等、旅費、証ひょう書類、FAQ 等に至るまで詳細に解説されたものになっている点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人運営は、関係法令を遵守するとともに、諸規則が整備され、適切に行われている。寄附行為に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付け、適切に運営されている。理事の選任については、人数と選任区分を定め、適切に行われている。

管理運営では、「全学連絡協議会」を組織し、法人及び短期大学部の各部署の相互理解と円滑化が図られている。法人と短期大学部の意思疎通と連携は適切に行われているとともに、相互チェック体制が整備され、運用されている。

平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの 5 か年計画で、中期計画と連動した「中期財務計画」を策定し、これに基づく財務運営を行っている。

学校法人会計基準の趣旨に基づき、適正な会計処理が実施されており、また、監査については、三様監査の体制が整備されており、連携して厳正に実施されている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の組織体制については、「内部質保証の方針」を定め、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、IR 運営委員会を整備して、その責任体制を明確にしている。自己点検・評価委員会による体制のもと、自己点検・評価を毎年度実施して報告書としてまとめ、社会へ公表している。

IR(Institutional Research)については、十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

内部質保証の機能性については、アセスメントプランに沿って学修成果の点検・評価が行われ、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われており、全学的な PDCA サイクルが確立され、有効に機能している。

総じて、短期大学部は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき、教育研究活動に取り組んでいる。総合学園としての一貫教育をはじめ、地域社会との密接な関係を生かしつつ、社会情勢の変化に対応した継続的な学修と教授に努めている。経営・管理と財務については、組織は適切に構成され、円滑な意思決定ができる体制が整えられており、中期計

画をもとに運営がなされている。また、教育の質保証に向けて自己点検・評価の検証をもとに、継続的に改善・充実を図っている。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育
2. 実学の伝統に基づく小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の養成
3. 児童学を軸とした併設大学・大学院との連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学部の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえ、学則において具体的かつ明確に定められており、簡潔に文章化されている。また、建学の精神を基調とした女子短期大学ならではの教育と創設以来の実学の伝統である短期大学部の個性・特色は明示され、使命・目的及び教育目的に反映されている。

教学マネジメントの確立に向けた取組みを通じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行うことで、社会情勢の変化に対応している。

〈優れた点〉

- 必修科目「建学の精神」「建学の精神実践講座」が、現代の女性の生き方について主体的に考え、教養を高めることが可能な内容となっている点は、評価できる。
- 学びの文化として、授業の開始時・終了時、登校時・下校時に全教職員及び学生が「一礼の姿勢」をとる慣わしになっていることは、評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、ホームページのほか、あらゆる機会・媒体を通じて学内外へ周知している。

短期大学部の使命・目的、学科及び専攻科の教育目的を達成するため、中期計画を策定し、教育研究上の基本構成として、1 学科、1 専攻科を置いている。

使命・目的と三つのポリシーは、中期計画に掲載され、その計画に反映されて、目的を達成するための教育研究組織の構成との整合性が図られている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学部は、短期大学部全体及び学科・専攻科のアドミッション・ポリシーを明確に定めている。策定されたアドミッション・ポリシーは、ホームページ、入試ガイド、学生募集要項において明示し、オープンキャンパス、高等学校教員を対象とした進学懇談会、高校訪問など、さまざまな機会を通じて受験生やその保護者、高等学校教員に周知している。

入学者選抜に関する体制については、「入試委員会規程」に基づいた入試委員会を設置しており、アドミッション・ポリシーに沿って、学力を多面的・総合的に評価する入試制度の設計を行っている。「一般選抜（共通テスト利用）前期・後期」を除く全ての入試種別に

において、併設する大学と共通の入試問題は大学所属教員を含む体制で、短期大学部が自ら入試問題の作成を行っている。

入学定員及び収容定員については、学科全体で適切な学生数を確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、クラスアドバイザーを中心に教員と職員等の協働による学修支援体制が整っている。

障がいのある学生への支援体制のため「障害学生に対する支援の基本方針」を定め、「学生生活の手引」及びホームページに掲載している。学生センターに「障害学生支援アドバイザー」を配置し、教職協働による学修支援を行っている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、オフィスアワー以外にも、専任教員は授業の空き時間を利用して学生の質問・相談に応じている。情報教育関連の授業や演習・実習を伴う授業では教員の補佐等を行う非常勤職員のほか、必要に応じて併設大学の助手を配置し、適切に活用している。中途退学、休学及び留年への対応については、クラスアドバイザーと教務担当教員、学科長などの複数の教員で面談や個別指導を行うなど、短期大学部全体で丁寧な対応がなされている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育に関する全学的な方針として「キャリア教育ポリシー」を定めている。キャリア教育推進委員会、就職委員会、教職委員会、キャリア教育推進室、就職センター、教職センターが学科との連携を図りながら、教育課程内外を通じてキャリア支援を行う体制が整備されている。学科においては、クラスアドバイザー及び教務担当教員が定期的実施する個人面談を通じて、就職・進学に対する第一次的な指導・支援を行っている。就職センターには、教員・事務職員のほかキャリアカウンセラーを配置し、教職センターには、校長・園長などの実務経験のある教員、事務職員のほか幼稚園・保育所就職アドバイザーを配置し、個々の学生のニーズに寄り添った相談対応と個別指導を行っている。就職・進学に対する相談・助言体制は手厚く、適切に運営されている。

〈優れた点〉

- 「Career Guidebook」に「障害のある学生の就職活動」という項目を設け、就職活動の進め方に関する情報を広く公開するとともに、教職員が連携して障がい種別・状況に応じた個別支援を実施している点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のために、委員会組織として学生生活委員会、事務組織として学生センター学生課、学生相談室、保健センターを設置し、学科との連携を図りながら学生の支援を行っている。日本学生支援機構奨学金をはじめとする外部の奨学金等に加えて、短期大学部独自の奨学金・学費減免の制度を設け、学生に対する経済的な支援を行っている。また、クラブやボランティアの課外活動に対する支援を適切に行っている。学生の心身の支援としては、学生相談室と保健センターに臨床発達心理士、臨床心理士、公認心理師、医師、保健師を配置し、学生からの相談、救急処置、保健指導などに当たっている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る校地を有しており、事務管理棟、教室棟、実習棟、音楽棟、アリーナ棟、食堂棟、図書館棟及び学術研究棟の校舎が整備されている。全ての建物が現行の耐震基準を満たしている。

図書館は適切な規模を有し、十分な学術情報資料が確保されている。免許・資格の取得に必要な実験・実習や演習を行うための施設・設備も充実しており、有効に活用されている。

また、IT 施設が適切に整備され、コロナ禍における遠隔授業に対応するための強化が図られている。施設・設備の利便性としては、エレベータ、障がい者用トイレ及びスロープの設置など、バリアフリーへの配慮がなされている。

授業を行う学生数は、講義系科目が 100 人以内、演習・実験・実習・実技系科目が 50 人程度を基本とし、教育効果を上げるために更に少人数で実施している授業もある。

〈優れた点〉

- 「英語①」「英語②」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」において、教育効果を上げるために少人数で授業を実施していることは評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学生生活・学修環境・キャリア支援に対する学生の意見・要望は、教職員の日常的な業務における聴取に加え、全学年を対象に毎年実施する「学修環境・行動調査」、各部署の支援内容に特化した「図書館利用アンケート」、意見箱、「進路・就職に関するアンケート」「卒業生調査」、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全学的に導入された遠隔授業の実態を把握するためのアンケートによってくみ上げられている。それらの分析結果は、学科・関係部署にフィードバックされ、学修支援・学生生活支援・学修環境・キャリア支援の改善に反映されている。

学生からの意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備し、検討結果をコロナ禍におけるボランティア活動支援、遠隔授業受講のための通信・印刷環境の整備や経済的支援など学生生活支援の改善につなげている。同様に、図書館の設備とサービスの拡充など学修環境や就職指導企画の紹介やサービスの増強などキャリア支援の改善を図っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーが短期大学部全体及び学科・専攻科ごとに定められ、ホームページや「履修の手引」、学生募集要項を通じて学内外に周知されている。学生に対してはオリエンテーションにおいて、教員に対しては「教務研修会」「非常勤講師懇談会」において、直接説明する機会が設けられている。

単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則に定められ、「履修の手引」やオリエンテーションを通じて学生に周知されている。また、それぞれの基準は手順を定めて厳正に適用されている。

〈優れた点〉

○「非常勤講師懇談会」を実施し、教育方法を共有するだけでなく、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについても直接説明する機会を設けることで、教育の質を保つ工夫を行っている点は評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーが短期大学部全体及び学科・専攻科ごとに定められ、ホームページや「履修の手引」、学生募集要項を通じて周知されている。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、各科目のシラバスにはディプロマ・ポリシーとの関係を含め、必要事項が適切に記載されている。履修に当たっては、学生の進路や実力を踏まえた個別の指導を行うことで、単位制度の実質を保つ配慮がなされている。

教養教育は、「総合教育科目」及び「専門教育科目」からなる学士課程教育全体を通じて実施されている。また、授業方法の改善に組織的に取り組み、アクティブ・ラーニングや ICT（情報通信技術）の活用が進められている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果として、学科のディプロマ・ポリシーにおいて、四つの観点から、学生が身に付けるべき 18 項目の資質・能力の目標が明示されている。学修成果を点検・評価するために、三つのポリシーに基づく独自のアセスメントプランが制定され、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの 3 段階で多様な評価指標が設定されている。それにより、学修成果が体系的に点検・評価されており、点検・評価結果は各関係部署において、教育内容・方法の改善に活用されている。

〈優れた点〉

○アセスメントプランの評価指標として活用するため、「学修環境・行動調査」を毎年実施し、詳細な分析結果を学科にフィードバックして教育の改善に具体的につなげている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学部の意思決定における学長の権限と責任、副学長・学部長・学科長等の組織上の位置付け及び役割が明確であり、学長を補佐する体制として、学事調査研究センター教育調査企画室及び学部長会議が置かれ、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整えられている。

また、教授会、学部長会議、全学教育課程会議及び各種委員会の組織上の位置付け及び役割が明確であり、全学的な教学マネジメントの体制を構築した上で、短期大学部の使命・目的に沿って、意思決定及び教学マネジメントが適切に行われている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の職制と役割及びその採用・昇任について明確に定められ、適切に運用されている。

〈優れた点〉

○調査・企画部門として学事調査研究センター教育調査企画室が置かれ、IR業務等により教学マネジメントにおける学長の時宜に応じた適切な判断の補佐がされていることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の確保と配置は、短期大学設置基準・教職課程認定基準等へのとおり、短期大学部に必要な専任教員が確保され、主要科目は教授又は准教授が担当し、適切に配置されている。

教員の採用・昇任の手続きに関する事項は「職員任用規程」、教員の資格基準に関する事項は「教員資格審査規程」で定め、適切に運用されている。

FD活動は、「FD委員会規程」に基づき、FD委員会が中心となり、組織的な実施とその見直しが行われており、「授業改善アンケート」「ピアレビュー」「FDセミナー」「新任教員研修」の実施や「ニュースレター」の発行などを通して、多角的に教員の資質・能力の向上が図られている。

〈優れた点〉

○FDの取組みとして、専任教員を2、3人ずつのグループに分け、授業参観及び意見交換などの「ピアレビュー」を行い、授業方法の相互改善へとつなげていることは評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SDについては、「SD委員会規程」に基づき、SD委員会を設置し、適切な実施体制が整備されている。短期大学設置基準の趣旨を踏まえた「職員研修実施方針」のもと、SD委員会が「職員研修実施計画」を策定し、それらに基づいて、教職協働で全学的かつ組織的に、多様な研修によるSD活動の実施と見直しが行われており、人事評価・育成制度として目標管理制度も導入され、職員の資質・能力の向上に寄与している。

〈優れた点〉

○「階層別研修」「高等教育研修」「ビジネススキル研修」「コンプライアンス・危機管理研修」「業務別研修」「全学業務研修」「プロジェクト研修」「出向研修」など、さまざまな区分においてそれぞれ豊富な研修プログラムを実施しており、手厚い研修制度が整備されていることは評価できる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には、十分な室数の個人研究室を提供しており、専任教員を対象に実施された「研究環境に関する意識調査アンケート」でも「概ね満足」との結果が得られているとおり、快適な研究環境が整備されて有効に活用されている。また、研究倫理に関しては「鎌倉女子大学研究倫理規程」をはじめとする諸規則が整備され、eラーニングによるコンプライアンス教育を実施するなど、研究倫理委員会の主導で厳正に運用されており、研究倫理に関する情報はホームページにおいて公表し、学内外に周知されている。

研究活動への資源配分は、「個人研究費規程」「学術研究所研究費規程」を整備して適切に行われており、物的支援・人的支援ともに教員の研究活動全般に対する支援を行っている。また、研究活動のための外部資金獲得のため、学術研究所研究支援課が中心となって各種の情報発信や説明会の開催など、導入に向けた努力が行われている。

〈優れた点〉

○研究費の適正な執行のために整備・公表されている「研究費執行マニュアル」が、予算管理や申請手続、購入物品の管理・保管・廃棄、検収方法等、旅費、証ひょう書類、FAQ等に至るまで詳細に解説されたものになっている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則が整備され、適切に法人運営が行われている。また、法令により公開が義務付けられている諸情報について、ホームページ上で公開し、社会的責任が果たされている。

短期大学部の使命・目的の実現のため、平成 25(2013)年度より現在に至るまで、5 か年ごとの中期計画が中断なく策定・遂行されており、それらの中期計画が毎年度の事業計画に落とし込まれ、毎年の自己点検・評価活動と併せて、PDCA サイクルを機能させる継続的な努力が行われている。

環境保全、人権、安全への配慮として、キャンパスの長期保全計画に基づき計画的に照明の LED 化、ハラスメントの防止や個人情報の取扱いに関する諸規則が整備され、研修等により啓発活動を実施、「危機管理規程」に基づき「危機管理マニュアル」が整備され、有事の際に大学として適切な対応ができるよう取組まれている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づき、寄附行為第 17 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けている。また、理事の選任については、私立学校法に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為第 5 条及び第 6 条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に行われている。

各理事の理事会出席状況は良好であり、欠席した理事からは賛否が記載できる形式の意思表示書が提出され、理事会の運営は適切に行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び短期大学部の各部署の長からなる「全学連絡協議会」が組織されており、理事会での決定事項の共有、理事長による各部署からの意見聴取、各部署による運営状況の報告等を通じて、理事会と各部署の意思疎通とともに法人及び短期大学部の各部署の相互理解と連携が図られている。また、総務部長や学事調査研究センター長が教授会や学部長会議等の教学部門の会議に出席し、教学部門の教員が評議員として評議員会に出席するなど、法人と短期大学部の意思疎通と連携は適切に行われているとともに、相互チェック体制が整備され、適切に運用されている。

監事は寄附行為の規定により選任され、「監事監査規程」に基づき、適切に監査が行われている。理事会、評議員会への出席状況は良好であり、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、意見が述べられている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの 5 か年計画で、中期計画と連動した「中期財務計画」を策定し、これに基づく財務運営を行っている。

財務基盤については、法人全体では教育活動収支差額、基本金組入前当年度収支差額が直近 3 か年は堅調に推移しており、学生生徒等納付金比率の高さによる収益構造のバランスに留意する必要があるものの、自己資金の充実と良好な学生募集状況、高水準の内部留保資産比率等により、平成 10(1998)年度から借入金のない経営が継続されており、安定した財務基盤が確立できている。また、外部資金の導入は、法人全体では直近 5 か年で着実に向上しており、努力が払われている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準の趣旨に基づく「経理規程」が定められ、同規程及び「稟議規程」に基づき、適正な会計処理が実施されており、当初予算と著しくかい離のある項目が発生した場合は、補正予算を編成して決算額とのかい離が生じないような措置が取られている。また、監査については、監事監査、監査法人監査、内部監査のいわゆる三様監査の体制が整備されており、三者での連絡会議により相互に確認し合いながら連携して厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証については、「内部質保証の方針」を定め、内部質保証のための恒常的な組織体制として、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、IR 運営委員会を整備している。内部質保証委員会を短期大学部全体の内部質保証の責任を負う組織として位置付け、その責任体制を明確にしている。内部質保証を支援する部署として、学事調査研究センター教育調査企画室が置かれ、自己点検・評価、認証評価、IR、中期計画及び事業計画に関する事務を包括的に行っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価については、自己点検・評価委員会による体制のもと、日本高等教育評価機構の評価基準に対応する形で策定した中期計画に対する自己点検・評価を毎年度実施している。また、自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、学内で共有するとともに社会へ公表している。

IR については、IR 運営委員会、学事調査研究センター教育調査企画室、情報教育推進室を設置し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の機能性については、認証評価機関の定める大学評価基準に対する適合性と経営戦略の二つの要素を含む中期計画を策定し、これに基づく内部質保証の仕組みが機能している。教育研究活動の点検・評価に当たっては、アセスメントプランに沿って学修成果の点検・評価が行われ、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われており、結果について改善・充実に活用されている。また、毎年度進捗状況の確認と次年度以降の見直しも行われ、PDCA サイクルが確立されている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 学生の実践的な学びを通じた地域連携・社会貢献

- A-1-① 学生の課外活動による地域連携・社会貢献
- A-1-② 自治体と連携した地域子育て支援への学生の参画
- A-1-③ 地域の保育関連団体と連携した子どもの専門職の育成

A-2. 短期大学の物的・人的資源の地域社会への提供

- A-2-① 生涯学習センター公開講座の実施
- A-2-② 学術研究所「子ども・子育て研究施設」における取組み
- A-2-③ 地域のニーズに基づく専門人材の提供

【概評】

学生の実践的な課外活動による地域連携・社会貢献に資する取組みの中でも、建学の精神に深く根差したものを「グリーンプロジェクト」として採択してサポートを行っており、特色をより濃く反映した取組みとなっている。

平成 18(2006)年度以降、鎌倉市と連携して地域子育て支援事業「かまくらママ&パパ's カレッジ特別企画」を行っており、学生はボランティアとして企画から運営まで携わっている。また、鎌倉市「放課後かまくらっ子」事業における「鎌倉文化伝承プロジェクト」

鎌倉女子大学短期大学部

にもボランティアとして参加している。

県内で唯一の小学校教諭免許状・幼稚園教諭免許状・保育士資格を同時取得できる短期大学であり、令和 2(2020)年度卒業生の免許・資格取得率は 99.3%と高い。県内就職率も約 8 割と高く、地域における子どもの専門職の育成機関としての機能を果たしている。

鎌倉女子大学生涯学習センターにおける公開講座や、「子ども・子育て研究施設」における発達支援事業「かまくらプロジェクト」に大学とともに参画し、短期大学の人的資源を地域社会に提供している。

神奈川県と協力して取組む予定の「少子高齢社会のかながわ多世代子育て・孫育てコミュニティ構築」は二つのプログラムから構成されており、一方の「潜在保育者プログラム」は短期大学部学部長が中心となって企画・運営を行っている。複数の講座で短期大学部の教員が講師やコーディネーターを務める予定であり、今後の活躍が期待される。

保育・教育施設職員等研修をはじめとするさまざまな研修や講演会への教職員の派遣、各種委員会への委員派遣などの実績が積み重ねられており、広く地域の保育・教育者の人材育成に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育

本学の個性・特色は、建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育にある。「建学の精神」は、1年次の必修科目であり、本学の建学の精神に対する理解を深めるとともに、アクティブラーニングも一助として組み入れ、その精神を体得していく科目となっている。建学の精神における教育の目標「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」の実現を骨子とした授業科目として、「建学の精神実践講座」を開設し、1年次及び2年次の各学年で必修としている。「建学の精神実践講座」では、「女性のライフデザイン」「女性の心と体の健康」など、女性としての生き方・働き方に関わる授業を通じて、現代の女性の生き方について主体的に考え、また、「鎌倉史跡めぐり」「芸術鑑賞」など、本物の芸術・文化に触れる授業を通じて、女性の中にある豊かな感性を育み、教養を高めることが可能となっている。このほか、「女性と文化」「女性と健康」などの授業科目を開設している。

2. 実学の伝統に基づく小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の養成

本学は、わが国で最初の短期大学の一つとして開設され、創設者である学祖・松本生太が日本私立短期大学協会の会長を務めたこともあり、短期大学教育において長い伝統と実績がある。学校教育法第108条に「職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と謳われているように、短期大学には固有の役割と機能があり、知識や技術を身体化させるところにこそ短期大学教育の主たる課題がある。本学では、教育の方法として、実践と理論の一致、体験と知識の合一を求める「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」を掲げ、創設以来、実学を旨としてきた。初等教育学科においては、2年間で小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の三つの免許・資格を同時に取得できるカリキュラムを編成し、演習や実習を中心とする授業科目を多数設置することで、幼保一体化や幼小接続教育に対応でき、かつ実践力を身に付けた教員・保育士を養成している。

3. 児童学を軸とした併設大学・大学院との連携

本学では、同一キャンパスに、4年制大学と大学院を併設している。短期大学部には、初等教育学科、専攻科初等教育専攻、大学には、家政学部のほか児童学部児童学科、子ども心理学科、教育学部教育学科、大学院には児童学研究科を置き、短期大学部から大学院まで一貫して児童学を軸とした教育を展開している。短期大学部の一部の教員は、大学・大学院のゼミナールを含む授業も担当し、逆に、大学の一部の教員は、短期大学部の授業も担当している。また、「鎌倉女子大学、鎌倉女子大学短期大学部間の単位互換に係わる協定書」に基づく単位互換を実施しており、学生は学びのフィールドを広げて実践力を磨くことが可能となっている。就職面においては、教職センターの「教員・公立幼保採用試験対策講座」をはじめとする各種支援講座を併設大学と共通の内容で受講でき、共通の求人も多い。進学面においては、専攻科への進学及び併設大学への3年次編入学の支援として、「進学・編入学勉強会」を実施し、小論文の添削指導や模擬面接の個別指導を行っている。

